

「無線局免許手続規則の一部改正案等に対する意見募集」意見募集結果
提出された御意見及び総務省の考え方

○実施期間 令和6年7月23日（火）～同年8月27日（火）（32日間）

○意見提出者 合計 2者

（1） 法人・団体： 0者

（2） 個人： 2者

1. 提出されたの御意見

	提出された御意見	御意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	<p>○周波数割当計画第2の第3表で掲げられている「固定衛星・・・」の行の「電機通信業務用」は「電気通信業務用」の誤りではないか。</p> <p>○同第2の別表7-1は破線で改正しようとしているが、改正前欄の「150MHz帯又は400MHz帯」及び改正後欄の「150MHz帯」に付された下線は不要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>御指摘のとおり、改正案を修正します。</p> <p>・周波数割当計画の一部を変更する件 第2周波数割当表 第3表及び別表7-1</p> <p>※「2. 提出意見による改正案の修正」参照。</p>	有
2	<p>○災害が起きた場合、アナログ無線は必要だと思えます。廃止はしないで頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>これまで計画的にデジタル方式の簡易無線局等への移行に対応していただきました、各免許人や関係者の方々のご尽力に深く感謝申し上げます。</p> <p>アナログ簡易無線局の周波数使用期限は、平成20年8月に規定され、令和6年11月30日までの約16年間でデジタル方式の簡易無線局等への移行を行うこととして進めてきたものです。この間、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響等により、デジタル方式の簡易無線局等への移行に遅れが生じることが想定されることから、激変緩和措置として、企業等の中期経営計画の期間（3年前後）等を念頭に、アナログ簡易無線局の周波数の使用期限を2年に限り延長（令和4年11月30日とする使用期</p>	無

	<p>限を令和6年11月30日に改正)しておりますが、アナログ簡易無線局については速やかにデジタル方式の簡易無線局等への移行を完了し、電波の有効利用を図る必要があることから予定どおりの使用期限とします。</p> <p>なお、災害が起きた場合には、デジタル方式の簡易無線局でも十分対応可能です。</p>
--	--

2. 提出意見による改正案の修正

提出された御意見	改正案の修正箇所（修正案）
<p>○周波数割当計画第2の第3表で掲げられている「固定衛星・・・」の行の「電機通信業務用」は「電気通信業務用」の誤りではないか。</p> <p>○同第2の別表7-1は破線で改正しようとしているが、改正前欄の「150MHz帯又は400MHz帯」及び改正後欄の「150MHz帯」に付された下線は不要ではないか。</p>	<p>○周波数割当計画 第2 周波数割当表</p> <p>改正後欄及び改正前欄第3表中「電機通信業務用」を「電気通信業務用」に修正。 改正後欄「別表7-1 150MHz帯簡易無線局の周波数表」を「別表7-1 150MHz帯簡易無線局の周波数表」に修正。 改正前欄「別表7-1 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表」を「別表7-1 150MHz帯又は400MHz帯簡易無線局の周波数表」に修正。</p>